

答え合わせ・解説

問1	答え 3 富岡製糸場	明治政府は、当時の主要な輸出品であった生糸の品質向上と増産を目指し、フランスの技術を導入して群馬県に官営模範工場を設立しました。これが富岡製糸場であり、日本の近代化における殖産興業政策の象徴的な施設です。
問2	答え 4 基準を土地の値段である「地価」とし、納める方法を「現金」とした。	江戸時代の年貢は、その年の収穫高に応じて米を納める「物納」が基本でしたが、明治政府は土地の所有者に地券を発行し、土地の価格（地価）を基準としてその3%を現金で納めさせる（金納）仕組みへと改めました。これにより、土地の所有権が法的に認められることにもなりました。
問3	答え 1 全国的な一揆の広がりを鎮めるため、地租の税率を地価値の3%から2.5%へと引き下げる決定をした	地租改正によって算出された地租（地価の3%）は、豊作・凶作に関わらず定額を現金で納める必要があったため、農民の生活を圧迫しました。1876年に各地で一揆が激化した際、政府内では不平士族による反乱への警戒も強まっていました。農民が士族と協力して政府に反旗を翻すことを恐れた明治政府は、妥協案として1877年に税率を0.5%引き下げ、地価の2.5%とすることで事態の沈静化を図りました。
問4	答え 4 官営模範工場	政府は自ら西洋式の設備を備えた工場を運営することで、民間に対して近代的な生産技術や労務管理の手本を示そうとしました。富岡製糸場はその代表例であり、フランスから技術者や機械を招いて、高品質な生糸を生産する技術を全国へ広める役割を担いました。
問5	答え 4 沖縄県	1879年、明治政府は琉球藩を廃止し、沖縄県を設置しました。これにより、かつての琉球王国は完全に日本の領土に組み込まれることになりました。鹿児島県は旧薩摩藩であり、江戸時代に琉球を実質的に支配していましたが、琉球処分で設置された県ではありません。
問6	答え 3 琉球処分	琉球王国を日本の領土（沖縄県）として完全に組み込んだ一連の過程を琉球処分と呼びます。廃藩置県は1871年に全国の藩を廃止して県を置いた改革ですが、琉球に対する処置はそれとは別の時期（1872年～1879年）に行われた独自の統合政策です。
問7	答え 1 豊凶や米価の変動に左右されず、政府の税収を安定させるため	江戸時代の年貢は米で納められていたため、政府の収入は作物の豊凶や米価の変動に大きく左右され、不安定でした。明治政府は学校の建設や軍備の増強、産業の育成といった近代化政策を進めるための資金を確実に確保する必要があったため、地価を基準とした現金による納税制度へと改め、税収の安定化を図りました。
問8	答え 4 領事裁判権	日朝修好条規は、江華島事件を契機に日本が軍事的な圧力をかけて朝鮮に結ばせた不平等条約です。条文の第10款には、日本人が朝鮮で罪を犯した場合に日本の領事が裁判を行う権利が明記されました。これは、かつて幕末に日本が欧米諸国との間で結ばされた不平等条約の内容（治外法権）を、今度は日本が朝鮮に対して一方的に押し付けたことを意味しています。
問9	答え 3 学問を通じて個人の自立を促し、欧米の思想を広めようとする啓蒙思想が流行した。	福沢諭吉は明六社などの活動を通じ、西洋の自由や平等の考え方を日本に広める啓蒙思想の中心的な役割を担いました。吉野作造の民本主義は大正時代の動きであり、時代背景が異なります。福沢は実学（生活に役立つ学問）を重視し、それによって国民一人ひとりが独立することを求めました。
問10	答え 2 欧米の優れた技術を取り入れるためにお雇い外国人を招き、政府が自ら工場を建設・運営することで近代産業の育成を目指した。	当時の日本は資本や技術が不足していたため、政府が率先して多額の資金を投じ、西洋の技術者を「お雇い外国人」として招へいしました。こうして建設された官営模範工場で技術を蓄積し、後にこれらを民間に払い下げることで、日本の資本主義が発展する土台を作りました。
問11	答え 2 五箇条の御誓文	明治新政府が発足して間もない1868年に出された、新しい政治の基本方針です。天皇が神に誓うという形式をとり、公議世論の尊重や開国和親など、それまでの幕府政治とは異なる新しい国づくりの理念が掲げられました。民衆に対して出された「五榜の掲示」は、キリスト教の禁止や強訴の禁止など旧来の道徳を求めたものであり、内容が異なります。
問12	答え 1 欧米の優れた文明を取り入れていることを示し、不平等条約の改正を有利に進める狙いがあったため。	明治政府にとって、幕末に結ばれた不平等条約の改正は悲願でした。日本が欧米並みの文明国であることを国際社会に示すことで、対等な外交関係を築き、条約改正の交渉を有利に進めるという政治的な目的が背景にありました。
問13	答え 4 版籍奉還	明治政府は、強力な中央集権国家を樹立するために、各藩が独自に持っていた権限を回収する必要がありました。そこで、藩主に土地（版）と人民（籍）を天皇に返させ、国家による統治の基礎を固めようとした。この政策により藩主は「知藩事」に任命されましたが、依然として旧来の支配が残ったため、のちの廃藩置県へとつながっていきます。
問14	答え 1 土地の所有者に地券を発行し、地価の3%を税率として、所有者が現金で納めるようにした。	明治政府は、それまでの不安定な年貢制度を改め、財政を安定させるために地租改正を行いました。土地の所有権を認める「地券」を発行し、その所有者に対して、収穫量ではなく「地価（土地の値段）」の3%を「現金」で納めさせることがこの改革の大きな特徴です。収穫量に応じた米による納税（物納）は江戸時代までの仕組みであるため、混同しないよう注意が必要です。